

『消したはず 決めつけないで もう一度』

11月9日(水)～15日(火)

『秋季全国火災予防運動』

みんなで火災を防ごこう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい季節を迎えます。

火災の原因は、台所コンロの火、タバコの火、ストーブの火、たき火など、日常の暮らしの中で使っているものばかりです。火を使用する場合は細心の注意を図ることで火災は防げます。

火災の発生を未然に防止するため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

住宅用火災警報器の設置が義務化されています！

3つの習慣・4つの対策

《3つの習慣》

●寝タバコは絶対にやめる。

●ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

●ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

●寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

●火災を小さいうちに消すために、住宅用消化器等を設置する。

●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器普及員がみなさまのご家庭を訪問します

火災からみなさんの大切な命や財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

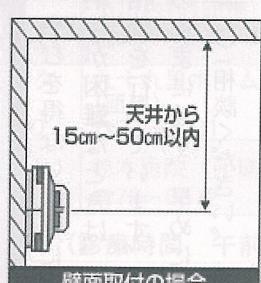
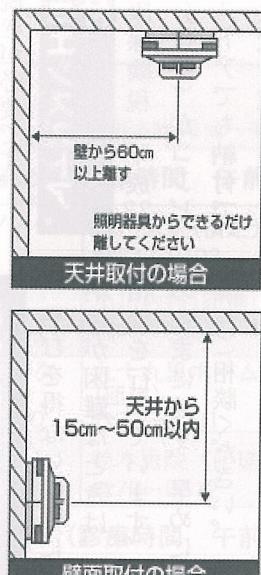
この事業は、住宅火災による死者の軽減を図るため、住象に戸別に訪問します。（訪問できない家庭もあります）

火災部分のすべての寝室と階段の踊り場に『煙感知式警報器』を設置しなければなりません。また、出火の危険が多い台所にも設置することをお勧めします。この場合『熱感知式警報器』が適しています。



設置してください

設置することをお勧めします



住宅用火災警報器の普及啓発を目的とし、防火対策を含めたアドバイスやアンケート調査を行うものです。普及員は、「住宅用火災警報器普及員」のロゴ入りの帽子、作業服、ベスト、腕章、身分証、名刺を身に着け、2人1組で訪問します。（この事業は、玄関先での対応となり家の中へはあがりません。また、販売、刺繍も行いません）

平成20年6月1日から条例により全ての住宅の寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が義務付けられています。

期 間
平成24年2月29日(水)まで
※土・日曜日・祝日を除く
午前9時～午後5時

※横芝光町は、12月中旬から平成24年2月までの予定

◆問い合わせ

匝瑳市横芝光町消防組合
予防課

(72)1916